

令和8年4月1日からの被扶養者認定申請の変更点について

変更点①

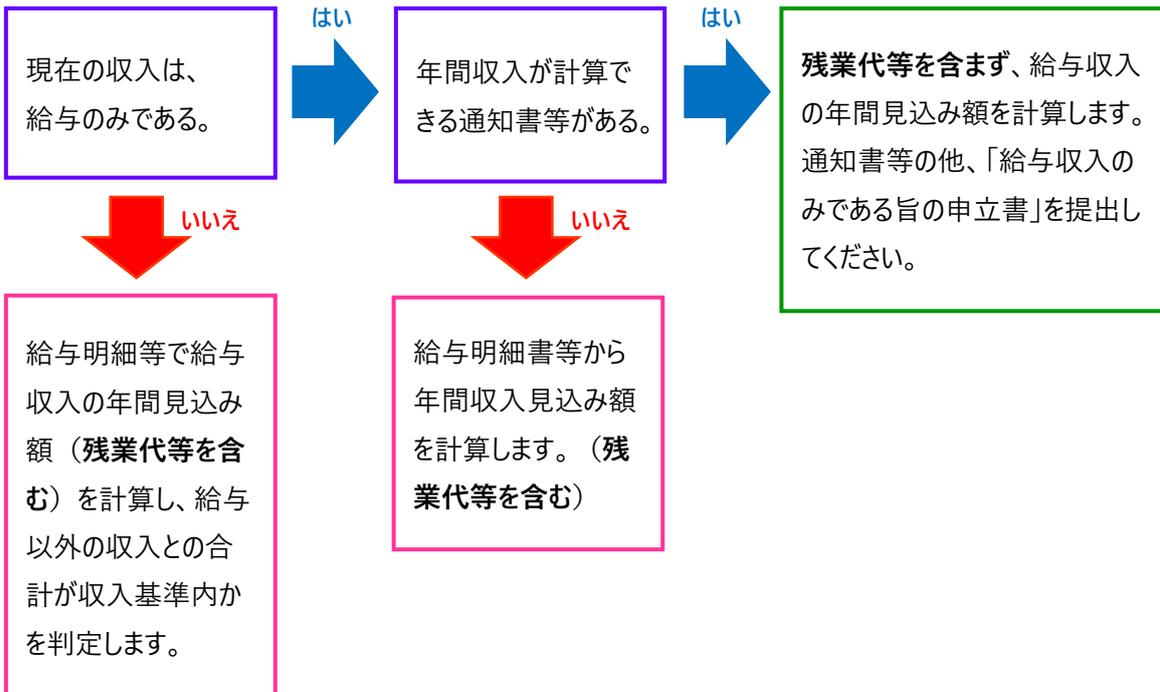
年間収入見込み額の算出方法

収入が給与収入のみで、労働条件通知書等（以下、「通知書等」という。）において規定されている時給・労働時間・日数等を使用して年間収入が見込むことができる場合は、残業代等の臨時収入額は含まずに計算します。

ただし、給与収入のみであることの申立書を提出していただくことになります。（変更点②）
なお、この申立内容が事実と異なることが判明した場合は、遡って扶養認定を取り消すことがありますのでご注意ください。

また、給与以外に年金や個人事業等の収入がある場合や、通知書等で「シフト制による」といった労働時間が不明確である場合、契約期間が1年に満たない場合等、年間収入を見込むことが難しい場合は、従来どおり残業代等を含んだ金額で計算します。

<判定チャート>



変更点②

被扶養者認定申請時の添付書類

収入が給与収入のみの方は、「給与収入のみである旨の申立書」（新設）を添付してください。

また、変更点①により、事由発生日から1年間の収入で被扶養者認定を行うため、所得証明書に合わせて提出いただいた源泉徴収票の添付は不要になります。

詳細はお知らせの関連リンク「被扶養者認定に必要な添付書類」をご確認いただき、ご自身の状況に該当する添付書類をそろえてください。

変更点③

一時的な収入変動に係る事業主の証明書の取り扱い

人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に扶養限度額を超えた場合に提出していただいている「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」について、恒久的な取扱いに変更します。

ただし、証明書の提出は連続して2回に限りとし、連続した3回目については適用されない取扱いに変更ありません。

